



平成 27 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社省電舎
代表者名 代表取締役社長 中村 俊
(コード番号 1711 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 嘉納 毅
(TEL. 03-6821-0004)

**(訂正) 「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
及び第 5 回新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

当社は、本年 4 月 3 日付で「第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権の発行に関するお知らせ」を発表させて頂いております。本開示に記載の「バイオガス・プラントを貸与して行う I P P」の説明及びスキームにつきまして一部訂正が必要となりましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正の内容

「バイオガス・プラントを貸与して行う I P P」に関して、当社は当社、その他事業会社及び金融機関からの出資及び融資を受けた S P C が事業会社にバイオガス・プラントを貸与し、S P C が売電収入及び賃貸収入を得る、という説明をさせて頂いております。

しかしながら、経済産業省資源エネルギー庁より、事業会社が廃棄物処理事業者の場合は廃棄物を処理する設備は廃棄物処理事業者が所有しなければならない旨、指摘を受けており、今回当社が開示しました「バイオガス・プラントを貸与して行う I P P」の静岡案件及び福岡案件につきましては、事業会社が廃棄物処理事業会社となるため、開示資料に記載の説明及びスキームを訂正する必要があります。

事業会社が廃棄物処理事業会社の場合、S P C に集まった出資額及び融資額の一部を事業会社に貸付け、この資金により、事業会社がバイオガス・プラントの廃棄物処理に係る設備部分を当社子会社ドライ・イーに工事発注し、完成したバイオガス・プラントの廃棄物処理に係る設備部分については、自社で所有し、使用することを検討しております。これにより、S P C にはバイオガス・プラントの賃貸収入ではなく、バイオガス・プラントの廃棄物処理に係る設備部分の購入のための貸付金の返済額が事業会社から支払われる予定となります。

2. 開示資料の訂正

上記スキームの一部訂正により、既に開示しております開示資料の訂正については、早急に準備し、開示させていただきます。

以上